

令和 7 年 7 月 28 日

地方独立行政法人広島県立病院機構における公立病院経営強化プランについて

1 経営強化プランの取扱い

公立病院経営強化プランについては、地方独立行政法人が中期計画を策定している場合には、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和 4 年 3 月 29 日付け総財準第 72 号総務省自治財政局長通知別添）（以下「ガイドライン」という。）で記載を要請されている事項のうち、不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものとされています。

また、ガイドラインにおいては、公立病院経営強化プランを策定する際には、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設けることなどを通じて地域医療構想等との整合性を確認することとされています。

なお、広島県立病院機構においては、ガイドラインを踏まえ検討した「高度医療・人材育成拠点基本計画」及び「県立安芸津病院耐震化対応基本構想」を第 1 期中期計画の基礎としていることから、第 1 期中期計画を経営強化プランとします。

2 経営強化プランの期間

ガイドラインに基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

3 中期計画

別添のとおり。

4 中期計画を補足する事項

別紙のとおり。

なお、ガイドラインで記載を要請されている事項と第 1 期中期計画及び補足事項との対応は以下のとおり。

経営強化ガイドライン		第 1 期中期計画	補足事項
(1) 役割・機能の最適化と連携の強化			
① 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能		第 2-1、第 3-1	補足 1, 2, 9
② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能		第 3-1	
③ 機能分化・連携強化		第 12-2	補足 3
④ 医療機能や医療の質、連携強化等に係る数値目標		第 3-1	
⑤ 一般会計負担の考え方		第 6-1	
⑥ 住民の理解のための取組		第 12-3	補足 4
(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革			
① 医師・看護師等の確保		第 2-2	補足 5
② 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保		第 2-2	補足 5
③ 医師の働き方改革への対応		第 4	補足 5
(3) 経営形態の見直し			
① 経営形態の見直しに係る記載事項			補足 6
② 経営形態の見直しに係る選択肢と留意事項			補足 6
(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組		第 2-2	
(5) 施設・設備の最適化			
① 施設・設備の適正管理と整備費の抑制			補足 7
② デジタル化への対応		第 2-2	
(6) 経営の効率化等			
① 経営指標に係る数値目標		第 3-1, 第 5-3	
② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標		第 5-3	
③ 目標達成に向けた具体的な取組		第 5-1, 2, 3	
④ 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画等		第 6-2	補足 8
都道府県立病院等の役割		第 2-1	補足 1